

○甘楽町指定介護予防支援事業所運営規程

平成 18 年 4 月 27 日

規程第 2 号

(事業の目的)

第 1 条 この規程は、甘楽町が設置する指定介護予防支援事業所(以下「事業所」という。)が行う介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 58 条第 1 項に規定する指定介護予防支援の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するための人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の保健師、介護支援専門員、その他の従業者(以下「担当職員」という。)が、要支援状態にある高齢者等(以下「利用者」という。)に対し、適正な指定介護予防支援を提供することを目的とする。

(運営方針)

第 2 条 事業所の運営方針は、次のとおりとする。

- (1) 利用者が、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮する。
- (2) 利用者の心身の状況や生活環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮する。
- (3) 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービス等が、特定の種類又は事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。
- (4) 関係市町村、他の地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設及び住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第 3 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 甘楽町地域包括支援センター
- (2) 所在地 甘楽町大字白倉 1395 番地 1

(職員の職種等)

第 4 条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、常勤 1 名とし、事業所の担当職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 担当職員は、保健師 1 名以上(常勤)、主任介護支援専門員その他これに準じる者 1 名以上(常勤)及び社会福祉士その他これに準じる者 1 名以上(常勤)とし、指定介護予防支援の提供及び必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第 5 条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日は、月曜日から金曜日までとする。ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日までを除く。
- (2) 営業時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。ただし、町長が必要と認めたときは、これを変更することができる。

(指定介護予防支援の提供方法及び内容)

第 6 条 指定介護予防支援の提供方法及び内容は、次のとおりとする。

- (1) 要支援者の依頼をうけ、介護予防サービス計画の作成に関する業務を行う。
- (2) 介護予防のための効果的な支援の方法(厚生労働省令第 37 号第 29 条から第 31 条の規定)に従って実施する。
- (3) 利用者の相談を受ける場所は、第 3 条に規定する事業所内又は利用者の居宅とする。
- (4) サービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者に意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めるものとする。
- (5) サービス実施状況の継続的な評価及び把握を行う。

(利用料等)

第 7 条 指定介護予防支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。ただし、当該事業が、法定代理受領サービスである場合は無料とする。

(通常の事業の実施地域)

第 8 条 通常の事業の実施地域は、甘楽町とする。

(事故発生時の対応)

第 9 条 担当職員は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(個人情報保護)

第 10 条 担当職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。ただし、以下の場合は事前に利用者及びその家族の同意を得た上で、提供をすることができるものとする。

- (1) 事業所が、介護予防サービス計画の作成業務を居宅介護支援事業所に委託する場合
- (2) 介護予防サービス提供事業者が、介護予防サービス等を円滑に実施するために行うサー

ビス担当者会議において、必要と認められる場合

2 前項の規定によるもののほか、個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び甘楽町個人情報保護法施行条例(令和4年甘楽町条例第27号)によるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第11条 事業所は、利用者の人権の擁護及び虐待の防止のため、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について担当職員の周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための研修を定期的を開催する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(業務継続計画の策定等)

第12条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業等の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行うものとする。

(ハラスメントの防止に関する事項)

第13条 事業所は、職員の利益の保護及び能率の発揮のため、他の職員又は利用者若しくはその家族等から受けるハラスメントの防止及び排除のための措置を講じ、並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合に、適切に対応するよう努める。

(衛生管理等)

第14条 事業所は、事業所において感染症が発生し又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6か月に1回以上開催し、その結果について担当職員に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、担当職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(その他)

第 15 条 この規程に定める事項のほか、運営に関し必要な事項は町長が別に定める。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

附則(平成 24 年 12 月 20 日規程第 4 号)

この規程は、公布の日から施行する。

附則(平成 30 年 2 月 21 日規程第 1 号)

この規程は、平成 30 年 3 月 1 日から施行する。

附則(令和 4 年 12 月 15 日規程第 4 号)

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附則(令和 8 年 2 月 24 日規程第 2 号)

この規程は、公布の日から施行し、改正後の甘楽町指定介護予防支援事業所運営規程の規定は令和 7 年 4 月 1 日から適用する。